

米田のFP通信



ちょっと気になる「保険」や「年金」についての話題をお届けします。

ご挨拶

町で受験生の姿を見ることが多くなる季節です。

受験生がいるご家庭では初詣に合格祈願をした方も多いのではないのでしょうか？

足を運んで凛とした空気のなかで祈願すると決意も新になると思いますが、コロナを機にオンライン祈願も盛んになってきたようです。

学業成就で有名な神社でも受け付けをしているようですが少しご利益が気になりますね。

受験生は健康管理には十分に気を付けて、いままでの努力の成果を出し切って欲しいですね。



今月号のちょっと気になるお金のコラム

日本中の個人と企業が稼ぎ出したお金の何%ぐらいが税金や社会保険料に充てられていると思いますか？ ちょっと驚きの割合ですね。

2月16日(金)から確定申告です (3月15日まで)

還付申告は、確定申告の期間外でも可能です。申告期間中の税務署の混雑を避けるため期間外に申告、またはスマホでの申告を検討してはいかがでしょうか？

すでに年末調整をした方でも確定申告をしたほうが良いのは以下のような場合です。

- 年末調整で控除書類の提出ができなかった
- 年末調整以降に扶養家族ができた
- ふるさと納税をして「ワンストップ特例制度」を利用していない
- 寄付をした
- 住宅ローンを組んだ
- 給与所得者の特定支出控除がある
 - 転勤等で転居費がかかった場合
 - 職務に必要な資格取得、書籍の購入
 - 単身の人の帰宅費用、など
- 医療費の支払いが10万円を超えている
- 災害や盗難で被害にあった
- 年末調整をしていない（中途退職して年内に再就職していない場合など）

このような場合には、還付が受けられることがあります。対象になるか気になる場合には、税務署に問合せをしてみてください（思いのほか丁寧に教えてくれます）。



1999年からFP業務を行っています。現在はIFAとして最適な金融商品の選定やアドバイス、加入者の方のライフプラン相談、事業承継や相続、保険相談を中心に活動しています。ドクター、企業の経営者から個人まで年間で200人以上の方の相談をさせていただいています。

株式会社リスマネジメント・ラボラトリー 大阪支店

〒543-0018 大阪市天王寺区空清町8-33 大阪府医師協同組合東館 3 階

電話06-6766-1511 携帯090-1152-3889 メールyoneda760@rml.co.jp

ちょっと気になるお金のコラム

「今年の漢字」（2023年）は「税」

昨年12月に選ばれた今年の漢字は「税」でしたね。

- 一年を通して増「税」議論が活発に行われた
- 所得「税」・住民「税」の『4万円の定額減「税」』が話題に
- インボイス制度やふるさと納「税」など、多岐に渡る「税」にまつわる話題が取り沙汰された（公益財団法人 日本漢字能力検定協会「今年の漢字」より引用）

このような理由で応募数が1位になったようです。

「税」という漢字は消費税が5%から8%に引き上げられた2014年にも選ばれています。2019年に8%から10%に引き上げられましたがその時の「今年の漢字」は「令」でした。

私たちに大きく関係があるのが所得税です。給与明細の額面と手取りの違いに愕然とする人もいるのではないのでしょうか？

下表は所得税の税率表です。

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

課税所得が300万円の場合の税額は以下になります。

$300\text{万円} \times 10\% - 97,500 = 202,500\text{円}$
税引き後：2,797,500円

昇級して課税所得が330万円になると、

$330\text{万円} \times 20\% - 427,500 = 232,500\text{円}$
税引き後：3,067,500円

昇級したのに思ったほど増えていないと感じるのは課税所得（収入から控除を引いた金額）が上がると税率が上がる仕組みになっているからです。

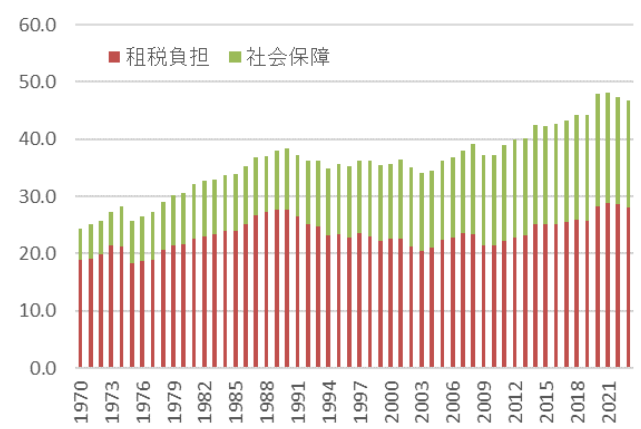
所得税以外にも住民税がかかりますし、税金ではありませんが社会保険料も引かれます。

国民負担率は47%

国民負担率とは国民所得（個人と企業両方の所得の合計）に対する税金と社会保険料の割合のことです。財務省によると令和4年の国民負担率は47.5%、令和5年見通しは46.8%（2023年2月時点）でした。

日本中の企業や個人の稼ぎの約半分が税金や社会保険料と聞くと驚かれる人も多いのではないのでしょうか？

下図は国民負担率の推移です。1970年には24%でしたが年々上がり続け47%にまで上昇しました。



社会保険料の伸びが目立ちますが今後も高齢化によりこの傾向が続くと言われています。

手取りが増えにくい状況だからこそ家計や貯蓄の方法を見直して将来に備えておく必要がありそうですね。